

事 務 連 絡  
令和6年5月31日

公益社団法人神奈川県薬剤師会 御中

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課

薬局機能情報提供制度に基づく薬局の報告の徹底等について（依頼）

このことについて、厚生労働省医薬局総務課から別添のとおり事務連絡がありました。  
つきましては、貴会会員に御周知いただくとともに、全ての薬局から適切に薬局機能情報提供制度に基づく報告が行われるよう、御協力をお願いします。

また、既に医療情報ネットにより公表されている貴会会員におかれましても、公表情報に変更及び修正がある場合は随時報告を行っていただくよう御周知をお願いします。

事務連絡  
令和6年5月24日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局総務課

薬局機能情報提供制度に基づく薬局の報告の徹底等について（依頼）

平素より、薬務行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

薬局機能情報提供制度に基づく薬局の報告については、令和6年1月5日から医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）により報告することが可能となり、同年4月1日からは全国の薬局情報が医療情報ネットにおいて検索及び閲覧できるようになったところです。

しかしながら、令和6年5月23日時点での定期報告率は別紙のとおりとなっており、一部の薬局情報が医療情報ネットにより公表されていない状況にあります。各都道府県におかれましては、全ての薬局から適切に報告が行われるよう、未報告の薬局に対し、引き続き指導いただくようお願いいたします。

また、既に医療情報ネットにより公表されている薬局の情報についても、薬局開設の許可台帳や地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定台帳等によりご確認いただき、誤りが確認された場合は、随時報告により訂正するよう薬局への指導をお願いします。

医療情報ネットやG-MISに関するFAQは以下のとおり掲載しており、厚生労働省及びG-MIS事業者に寄せられた薬局機能情報報告に係る不具合等に関する対処方法について、今後も順次掲載しますので、参考にしてください。

<https://med-func.cloud.redmine.jp/projects/faq/issues>

なお、都道府県別の公表状況は、今後公表する可能性があることを申し添えます。

以上

# 薬局機能情報提供制度における令和5年度定期報告率について

○ 令和5年度定期報告率は、89.5%となっている。（令和6年5月23日時点）

都道府県	報告完了率	都道府県	報告完了率	都道府県	報告完了率	都道府県	報告完了率
北海道	79.2%	東京都	93.8%	滋賀県	96.2%	香川県	99.8%
青森県	77.2%	神奈川県	87.0%	京都府	78.6%	愛媛県	98.9%
岩手県	91.8%	新潟県	99.1%	大阪府	85.3%	高知県	87.8%
宮城県	96.7%	富山県	85.8%	兵庫県	88.2%	福岡県	92.1%
秋田県	100.0%	石川県	92.9%	奈良県	87.1%	佐賀県	94.9%
山形県	100.0%	福井県	93.1%	和歌山県	99.6%	長崎県	93.8%
福島県	99.8%	山梨県	93.1%	鳥取県	96.1%	熊本県	89.7%
茨城県	94.9%	長野県	99.9%	島根県	98.8%	大分県	94.6%
栃木県	85.8%	岐阜県	92.4%	岡山県	95.4%	宮崎県	89.8%
群馬県	98.4%	静岡県	94.5%	広島県	99.8%	鹿児島県	94.8%
埼玉県	95.7%	愛知県	67.4%	山口県	99.0%	沖縄県	36.3%
千葉県	88.9%	三重県	91.1%	徳島県	98.4%	全国平均	89.5%

分子：報告機関または都道府県等が定期報告ボタンを使用して報告した数（ステータスが報告済・再報告済・確認完了済となっている報告機関）

分母：都道府県システムからデータ移行を行い、定期報告ボタンを使用して報告することが可能な報告機関数

※ 新潟県・鳥取県・島根県については新規報告を実施した報告機関数/G-MISに登録されている報告機関数としている。

なお、報告率の算出方法については今後変更する可能性がある。